

III 研究ノート III

渡辺幹雄氏のロールズ研究に寄せて

塚 田 広 人

1 はじめに

渡辺氏は近年精力的にロールズ研究を進めてこられた。本ノートでは同氏のロールズ研究を検討することで、日本におけるロールズ研究の一端を理解する手がかりを得ることをねらいとするものである。(同氏によってはローティの研究書も出版されているが、それとでも、ロールズの研究の過程で、ロールズ解釈を進めるための副産物と見なすことができる。)

ロールズの研究テーマは正義論にあるが、その目的は現代社会を安定的に運営していくために必要な基本的社会ルールを作ることにあった。彼はこの問題を、大きくは功利主義と社会契約論の対比という視点から考え、さらに自らを社会契約論の発展の系譜に位置づけた上で、現代社会においては、人はどのようにして社会契約を結び、それはどのようにして安定的な内容のものとなりうるかを考察した。

この社会契約の内容について、ロールズは、自らの考察を「公正としての正義」と特徴づけ、原初状態の想定、そこにおける無知のヴェールの想定、反照的均衡の想定などによって、伝統的な社会契約論を現代的条件の下で発展させようとした。その結論は彼の示す正義の二原理、すなわち、自由の優先性のもとでの自由の平等分配と、公正な機会の保証のもとでの財の格差原理分配であった。しかし、彼の正義の原理に関するこうした構想は、その対象が社会それ自体という、社会科学の中では最大の対象であるということからして、その抽象次元とその構成要素に関して、論者の間で様々な見解を許

すものであり、その論理構成の整合性、結論の有効性、彼の理論自体の意義などを巡っては様々な解釈がなされてきた。

中でも議論の対象となったのが、1971年の『正義論』と1993年の『ポリティカル・リベラリズム』の二著の間の違いについてであった。ロールズの1971年の主著においては、彼の議論、すなわち彼の提出した登場人物と彼らが到達する正義の原理はある意味で普遍性をもつものと受け取られやすいものだった。だが1993年の著書では、彼は自らの提示する原理と並び、他にも同じ程度の有効性を持つ諸原理が存在する可能性を強調し、自らの原理がそうしたものと並ぶ、one of themとしての一つの原理であることを強調しているように見える。この、二著の間の違いをどう見るかは、ロールズの提起する二原理の有効性、適用範囲という重要な問題にかかわっている。渡辺氏のこの間の研究もこの点に焦点を置いていると言えよう。本ノートでは、氏のこの間の研究成果をこうした視点から検討し、そこで提示される研究成果とその意義について評価することにする。

(以下、TJは『正義論』を指し、PLは『ポリティカル・リベラリズム』をさす。)

2 分配ルールの枠組み

ロールズによって考えられた問題は、結局、社会における正しい分配ルールとは何か、であった。彼は二種類の社会的な財の分配、すなわち、自由という財の分配と、その他の財の分配のルールが社会の基本構造をなしていると考え、そのルールを検討しようとした。そこでまず、社会における正しい分配ルールとは何かという問題を考えるとは何を考えることであるのかについて、その考察の枠組みを設定しておくことが必要であろう。それは次のように考えることができよう。

古来この問題、社会における分配ルールの問題は、対象となる財に対する所有権の源泉は何か、という問題として問われてきた。その対象は第一に、外的な自然物、第二に、生まれ持った能力、第三に、生産物、の三つであっ

た。

第一の外的自然に対しては、先に占有した者のものとの考え（たとえば国境をみよ。その内部の土地などの自然は先住者のものと見なされている）があり、この点については現在大きな異論は出ていない。出ている異論はこのルールを前提としてのものである（たとえばアメリカ、オーストラリアの先住民族からの土地返還要求といったもの）。

だが、第二の問題、生まれ持った能力は誰のものかという問題に対しては、やや人々の見方は変わってくるようであり、その現時点でのコンセンサスも第一の場合ほどは強固なものではないようである。生まれ持った能力を再分配することはできないが、ここでの問題は、それぞれの生来の高い、あるいは低い能力の結果としての生産物はそのまますべてその人のものであるのか、という問いである。これについてはこれまで、たとえば *noblesse oblige* - 高貴な者の身分に伴う徳義上の義務 - といった考えが一定の影響を持ち、たとえば税制上においても高額所得者がより多く負担するといった累進税制がとられる場合も多かった。とはいえこの問題はまだ最終決着がついていないのが現状であろう。

第三の、生産物の正しい所有者は誰か、という問題についても、かなり安定してコンセンサスが生まれている部分と、そうでない部分とがあるのが現状であろう。安定したコンセンサスとは、働き、貢献度に応じた報酬は正しいルールである、という考え方である。但し、この考え方自体、それがたとえばまったく労働をしない人が、全く労働をしないやり方、たとえば親からの相続、で得た資産（土地、あるいは資金など）を提供するだけで、所得を得ることとの整合性をどうとるかという問題があるだろうが、現在、発達した民主主義国においては、人口の大多数を占める人々の所得を得る方法、すなわち「労働の提供によって」においては貢献度に応じた報酬、のルールが広く認められていると言えよう。

もう一つの、それに比べてコンセンサスがやや弱いと思われるであろうものは、弱者に対する分配ルールであろう。ここで現在の経済的に発達した市

場経済のしくみを持つ社会では、分配上の弱者とは、一定の生活を送り得ないほどの低所得しか得られない状態にある人々を指すと言えよう。彼らに対する分配のルールは、一部は、元気なときの自分が弱者に陥ったときの自分に分配するという保険制度（公的、私的の両方）、と、前もって保険料を払っていないくても分配を受けるという各種の福祉受給制度がある。これらのしくみにおいては、支出者と受給者との間で再分配部分が大きいほど（収入における税部分が大きいほど）、そのルールの基盤が友愛的動機に基づくものと考えられ、自助的部分が大きいほど個人主義的動機に基づくものとなると考えられよう。しかし、現時点では、たとえば日本においては、こうした制度が短期的財政問題、長期的人口問題の下で不安定となりつつある点が注目され、上のいずれの性質が優位にある、あるいは今後優位となるのかについてはさほど明確にはなっていないと言えよう。

3 ロールズ理論のテーマと内容

人間社会においては土地などの外的自然、知力、体力など生来の能力、分業による生産成果としての生産物という3種類の財に対する分配問題が存在するのであるが、ロールズがそこにおいて焦点を当てたのは、一つは、現代（ほぼ20世紀半ば以降のアメリカ社会を念頭に置けばよいと思われるが）における伝統的な社会契約論を、伝統的な功利主義と対比させることで、分配問題それ自体の全体像を明らかにすることであり、さらに、そのなかで、現代社会において必要とされている正義の分配ルール、その原理的部分を明らかにすることであったと考えられる。

ロールズの見解は、1971年の『正義論』（邦訳）（*A Theory of Justice*）と、1993年の『政治的リベラリズム』（*Political Liberalism*）、そしてその他の諸論文に述べられている。（渡辺氏はこうした諸文献、諸論文を漏らすことなく検討している。）

ロールズの理論の正確な理解とその意義の理解との二つの課題は、その理

論が大部、複雑であるとともに、この主要な二著作の間で見解の変化がみられるように見える点で、それほど容易なことではない。

ごく概略化して述べると、ロールズの理論、構想のポイントは、前著に示された、「公正としての正義」と、後著に示された「オーバーラッピング・コンセンサス」の二つであろう。

公正としての正義についてみると、まず、それが比較対象としている功利主義は、最大多数の最大幸福という目標からもわかるように、ある社会の状態を、その社会の効用の合計から測るといふ、いわば目的をまず設定するという意味で、目的論的正義論と呼べる。これに対してロールズは、この考え方は、多数者の利益のために少数者の重要な利益が犠牲にされることを認めるものであり、よって、功利主義は社会の安定したルールを作り出す思想的基盤とはなりえないと考える。

これに代わるものとして彼が注目するのは、合意できる分配ルールを、社会を作ろうとする人々が初めから考え出そうとする状況設定それ自体である。功利主義の考え方がもしこれまで、ロールズがいうように、現代市民社会のもっとも有力な思想であったとするならば、それはそれで、直接に人々がある時点でこの考え方に賛同したとは言えないまでも、様々な歴史的経験の中でそれに対する暗黙の支持を与えてきた結果であると言えよう。その意味では、功利主義もいわば、合意の結果としての、一種の社会契約の結果であると見なすこともできよう。とはいえ、ロールズは、こうして影響力を持っている功利主義の思想は実は上のように不安定なものであると考え、より強力な、安定した社会作りの基盤となる社会原理を探そうとした。

そこでの彼の答が、結果としてのルール以上に、あるいは少なくともそれと同様に、ルールの作り方を重視するというものであり、そこでの彼の結論は〈公正な状態でルールを作ることが最も重要である〉というものであった。それは逆に、ある特定の社会状態、すなわち、結果としての分配状態を想像し、そのような結果に行き着けるように社会の原理、または分配のルールを決める、という方法に対立するものであった。彼はこうした結果としての社

会状態から出発することを否定し、またその一つである功利主義の社会像をも否定する。それとともに、彼は公正な状態での社会ルール作りにおいて、ルールを決める際に、ある具体的な社会状態をその前提としておくことを否定した。彼は、そうしなければ、人々は、自分に都合の良い、あるいは自分の好む結果、社会状態をもたらすために、自分に都合の良いルールを提案することになり、それではルールに対する合意はできないと考えたのである。

こうして彼は、目的ではなく、ルール作りの過程に目を向ける。結果として生まれたルールがどうであれ、誰も反対できない、あるいは誰でも賛成する、そんな公正な、ルールの決め方はないか。こうして彼は無知のヴェールを提示する。自分の特徴がわからないときに各人が考え出す分配ルール、それは誰にも有利になり得ないルールである。これこそが、誰もが受け入れるルールである。

こうして考えだした無知のヴェールに彼はさらに自由、平等、合理性、現在の社会の発展段階への理解、の四つを付け加えた。自由、平等とは、そもそも人がルールの押しつけではなく、合意によってそれを作り出そうとするときは、当然、それらの人々の間の関係は、自由で平等でなければならないからである。合理性とは、こうして集まった人々が、無知のヴェールの下で、あるルールを考え出そうとするとき、目的に対して最適な手段を考えることができるという能力、合理的判断能力をもっていなければならないからである。そして、現状への認識とは、眼前の社会の発展段階、その政治的、経済的、社会的な到達点についての理解ができていなければ、それを受け入れるにしても直すにしても、そこからまず出発しなければならない点が定まらないからである。こうした諸要素を持つ出発点を彼は原初状態と名付ける。

この状態で人々が合理的判断の結果、自分の利益の最大化を目指して考え出す分配ルールは、正義の二原理、すなわち、平等な自由、と、格差原理となると考えた。(なお、平等な自由とは、ある自由が誰かに認められる場合は、他の全ての人にも認められなければならない、というものであり、格差原理とは、社会の生産物の分配は、もっとも不運な人の取り分が増加する限

りで、分配における格差が認められる、というものである。)

但し、こうして推論された二つの原理は、原初状態そのものをどう想定するかで異なった内容のものとなりうる。たとえば自由、平等、合理性、歴史の現段階への認識、の他に入れるべきものはないか。あるいはここから削るべきものはないか。または、自由の優先性をとってみても、それは誰にも広く受け入れられる普遍的なものであるのか。この点についてロールズは「慎重な確信」と「反照的均衡」という考えによって対応しようとする。つまり、原初状態の適切さは、ロールズならロールズがこれならば広く受け入れられるであろうと考えての設定なのであるが、その普遍性は他の広汎な人々が受け入れることではじめて証明される。その普遍性を前もってより確かなものにしてくれるのが「慎重な確信」であろうとロールズは考える。つまり、広く受け入れられるであろうと思って設定した原初状態の諸条件から出発して、無知のヴェールの下で、公正な、誰でも受け入れられる原理にたどり着いたと思っても、もしそれが、現実の社会で、ルール存否にかかわらずに受け入れられている確信的判断、たとえば人種差別は誤りである、といったものと反するならば、それは初期に設定した諸条件が誤っている可能性を示唆すると考えるのである。しかし、同時に、現実の慎重な確信が誤っている可能性も否定はできない。こうして現実と照らし合わせながら、初期条件か、現実の判断かを少しずつ修正しつつ、その正しさ、普遍性を高めてゆくことができる。これが彼のもう一つの考えであった。

とはいえ、こうしてその確度を高めてゆくとはいえ、それは、公正としての正義の方法によって導き出される正義の原理が、あくまでも、最終的には、原初状態での条件設定と、現実の慎重な確信との、どちらにしても誰もが100%合意できうる保証はないものに立脚した正義の原理作りの構想であるという点は留意される必要がある。

以上が、ロールズが「公正としての正義」と名付けた正義論の概略である。

これは、ロールズが公正としての正義という構想の中で提示した正義の理論(正義の原理作りの方法)と正義の原理(そこでの結論)の正しさに関する論

点を含んでいる。これをロールズに従って、正当化の議論(justification)、すなわち自らの考えが正しいことをどう証明するかの議論、と呼ぼう。

TJにおける正当化の議論は反照的均衡の考えの中にあり、そこではできるだけ普遍性を持つ原初的な条件設定と、できるだけ強力な現実的確信を採用すること、言い換えればできるだけ多くの人々の合意を得られるような、契約状況の舞台設定をすることがその内容であった。

こうして「公正としての正義」の正しさ=受容可能性は、それが想定している原初状態の諸設定と、現実的確信的諸判断とが広く受け入れられるものであろうという点に依拠していた。

だが、ロールズの示す原初状態の諸設定、あるいは現実的確信が、ある社会において本当に広く受け入れられるものであるか否かは、歴史的、社会的状況に依存するであろう。この留保条件についてはロールズ自身はTJにおいてすでに認識していたかもしれないが、少なくとも明示してはいなかった。それがTJにおける公正としての正義の理論に、ある種の普遍性を漂わせてしまい、多くの論者からの疑問、批判を生むこととなった。

これに対応するため、ロールズは、PLではこの点を明示し、自らの理論の相対性を明確にすることで、その理論の可能性と限界を明示した。ロールズは、そこで、TJでは、そこでの正義の理論の構想が、彼自身の「包括的世界観」(comprehensive doctrines)を前提として構築されていることを明示していなかったことを認める。とはいえ、諸種の包括的世界観、たとえば、自由を何よりも優先させるとか、社会の総効用を優先させるとか、は、「両立不可能ではあるが、それぞれまったく否定されるべきものではない」(imcompatible,yet reasonable)ものであり、そもそも、そのような見方を許容することが近代民主社会の存立要件なのである、という。(PL)なお、ここでのreasonableとは、「相手の考えもそれなりに一理ある」、または「違った意見ではあるが、だからといって相手を排除する必要はない」といった意味である。

そのような意味で、どのような正義の理論も、今や、「a」 conception of

justiceなのであり、それは、結局のところ、現代の社会に生きる人々の様々な信念 (convictions) と合致する程度によって支えられるものであり、また、それだけの正当性を与えられるものでしかないとする。彼はあらためてこのような性格をもつものとしての a conception として、「justice as fairness」を現代における「有力な正義の理論の候補」として提示する。そこでは彼は、現存する民主的社会では、自由で平等な人々から社会が成り立っているのであって（あるいは社会作りを求める人々は自由と平等を求めていると想定すべきであって）、これらの人々が共通して合意するルールを導出する方法は「公正としての正義」以外にない、と考えるがゆえに、この理論を再度提出する。TJでのロールズは、たしかに同じくルール決定主体に対して「自由」、「平等」という性格づけを与えてはいたが、これは、人間が普遍的に善と正義という二つの道徳的能力をもつものであるがゆえにそうであるとされていた。しかし、現時点でのロールズにおいては、彼らが自由で平等なのは、自由と平等が「現実」に、そのようなものとして「制度的に実現されているがゆえに」そうなのである、と変わったのである。正義の理論は、今や、「形而上学的ではない、政治的意味での」(not metaphysical, but political) 理論となったのである。必要なのはルール、社会を作ろうとする当事者間でのオーバーラッピング・コンセンサスなのであり、それがあつた限り、社会は正義のルールを手に入れられる、これが PL での正義論の内容である。

こうして、PL では、ロールズの正義の理論にとって不要とされた普遍性のベールは完全に取り去られた。以前ならば、原初状態の諸設定の一つにでも同意できない人は、ロールズ理論を受け入れることはできないのであり、そのような人々が多数の時は、正義の原理作りは停止されざるを得ないとロールズは考えたであろうが、PL では、契約論の立場に立つ人々の間においては、誰かが原初状態の諸設定のどれかに合意できなくても、全員が残されたどれかに合意できれば、それを前提とした公正としての正義の方法による正義の原理作りは可能となる。同様に現実的確信のどれかへの不一致があつても、残る確信の範囲では合意が成立しうることになる。こうして同じ社会契

約論の立場に立つ人々の間での意見の相違があっても、重複する部分についての合意に基づく正義の原理が成立可能となる。これは契約論の立場に立つ人と、それ以外の立場に立つ人との間でも同様であり、たとえば功利主義者は契約論者の言う原初的状況設定そのものに同意できないかもしれないが、それぞれの結論である正義の原理の間での重複部分、たとえば自由のある程度の優先性といったことについては合意が可能であるかもしれないし、その限りで、それら異なった集団、重要な思想的相違を持った集団間でも正義の原理は成立しうる、と考えるのである (a political conception of justice)。こうして成立する正義の原理は、それがその社会を機能させるに足るルールを成立させる限りは、十分な意義を持つとロールズは考える。

こうしたロールズ理論の内容と意義の研究にあたって渡辺氏が行った考察は次のようである。

4 渡辺氏の研究の内容と成果

渡辺氏のロールズ研究の成果は、次の五点にまとめられよう。

1) 次の二点の解明

- ① TJ から PL へのロールズの理論の発展過程において、普遍性の強調から特殊性の明示へという流れがあったことを明らかにしたこと。
- ② ロールズ理論と福祉国家論との関係を明らかにしたこと。

2) 問題提起

- ① ロールズ理論の功利主義との同一性について問題提起をしたこと。

3) 問題の示唆

- ① 政治的構想の正当化の方法についての論点を示唆したこと。

② 国際的な正義の原理形成に注目していること。

1) 成果の第一 次の二点の解明

① TJ から PL へのロールズの理論の発展過程において、普遍性の強調から特殊性の明示へという流れがあったことを明らかにしたこと。

渡辺氏の仮説：TJ での議論は一般的で[普遍性を持たせているが]、PL では政治的構想によって制約されている、すわなち[その時々政治的判断、選択によって変わりうるものである]。(ローティ, 16) [以下、「ローティ」「再説」等々は書名を指す(巻末文献参照)。また、[]内は氏の表現を要約、または言い換えたものである。]

氏の証明1：ロールズは、[両著のいずれにおいても]、議論に道理性、すなわち[現実の人々の確信的納得]を導入している。それは経験的道德判断に依拠したものである。この道理性は「反照的均衡」の考えの中に組み込まれている。(同, 13)

この証明は正しいと考えられる。

氏の証明2：この変化はロールズ自身が認めている。「PL においては、自由かつ平等な市民に関する政治的な構想が、人格に関する哲学的な構想に取って代わっている。」(同, 95)

また、正義論を合理的選択理論の一部としたのは誤りであり、正しくは、an account of rational choice subject to reasonable conditions である、と述べている。(再説, 365)

この証明も正しいと考えられる。

氏の証明3：伝統的哲学者は普遍的な理解，社会ルールを求めたが，ロールズ理論を含め，どのような議論もその時代の歴史的制約から免れない相対的なものである。(同，22-27)

この証明は正しいであろう。

氏の証明4：ロールズは当初，登場人物に普遍性を持たせてカント的に設定した[善と正義の能力ゆえに自由，平等である，など]。自由，平等な人間関係は，リベラリズムの政治文化にすでに根付いており，また，理性的な多元主義[他者，他集団の生存価値を自分，自集団と同等のものに見なすこと]も事実としてデモクラシーの伝統に根付いているから(再説，327)，これは，そのまま，現実的，特殊的な政治的構想の中に横滑りできる。

この証明も正しいと考えられる。

以上の諸点は渡辺氏が引用，依拠する諸研究者の言説の中にも散見されるものではあるが，氏の功績はこうした諸研究を総合し，その含意を説得力を持って明瞭に示し得たことである。これは日本におけるロールズ研究にとっての重要な貢献であろう。

② ロールズ理論と福祉国家論との関係を明らかにしたこと(財産所有民主主義)

氏の仮説：ロールズの福祉国家批判は福祉国家の全面否定ではなく，その発展のための警告的議論である。

氏の証明：

ロールズによる「財産所有民主主義」と福祉国家資本主義、または資本主義的福祉国家の特徴を氏は次のように整理する。

両者とも、市場と生産手段の私有を前提する。

だが、財産所有民主主義の社会は、全員が、「現存社会は自らにとって有意義なものであると見なせるに足る自尊心を保証されるべきである」と考えている社会である。そのために、名目的な政治的権利の平等にとどまらず、実質的な政治参加への意欲を保つために、経済的格差がある範囲内にとどめようとする。そのためにこの社会は経済的分配原理として格差原理を採用する。

他方、福祉国家では、人々は貧者の反乱を防ぐことさえ可能ならばよいと考え、最低限の所得保障のみを行う。そこでは経済格差は非常に大きくなり、自尊心を失う人々が増え、結果として政治的合意も、そして社会そのものも不安定になる。

そして氏は、ロールズがここで批判する福祉国家資本主義は現代アメリカ社会を念頭に置いていると推測する。また、ここでの批判は福祉国家一般に対するものではなく、むしろ、福祉国家一般が陥ってはいけない最悪の福祉国家類型を示したものと理解すべきであるとする。

以上の議論も正しいであろう。この議論は、ロールズ理論の経済政策論、福祉国家論に対する一つの含意を明らかにしており、このような点への着目と上記の整理はロールズ研究者の間ではまだあまり注目、取り組まれていないテーマであると思われ、今後の国内外の福祉国家論の分野での議論の発展に有益なものであると思われる。

2) 成果の2 次の点の問題提起

① 「ロールズ理論＝功利主義論」か？

氏の仮説：ロールズ理論は功利主義の理論である。（「ロールズは、功利主義を克服したのではなく、磨き上げた。」（行方，381））

氏の証明1：格差原理は、社会的弱者の厚生を改善するために強者の行動を制約するので、功利主義的原理である。（同，382）

これについては次の点を疑問点として挙げることができよう。功利主義を、個人間の効用能力（同じ財から受け取る効用）をほぼ等しいと見なし、その総合計を最大化するものと考えたとする。ある方法によって社会の総効用をより大きくできる場合でも、もっとも弱い立場の者の効用がそれ以上増えなければ、それはしてはいけないというのが格差原理であるから、その意味ではロールズの理論は功利主義ではないのではないか？この意味で、この証明は成功していないのではないか。

氏の証明2：功利主義者は、常識的にそうと考えられていることとは異なっており、実は、自由や権利が他と比較にならない効用をもたらすと考える可能性がある。（再説，402）アローによれば、自由の優位性を先験的なものとした場合は[あるいは歴史的経験からその最優先性、効用を学んだ場合もそうであろうが]、功利主義によっても、[自由が他よりも大きな満足をもたらすのだから]まず自由の総和からの満足を最大化し、次にその他からの満足を最大化することを、社会ルールとするだろう。（再説，402）

この証明は正しい可能性がある。もしこの議論が成立すれば、ロールズの理論における重要な要素としての、自由の優先性を功利主義はその中に含むものとなり、ロールズの正義の原理に接近する。ただ、そのためにはまず、自由の優先性を現実の人々が受け入れているということを証明する必要がある。この証明の可能性が残されているので、本論点は重要な問題提起となりうる。なお、ロールズ理論と功利主義の同一性を論ずるためには、もう一つ、

ロールズが功利主義に対して、それは個人間の効用の融合を可能と見なしている点と批判している点についての検討が今後に残された課題であろう。

3) 成果の3 次の二点の問題の示唆

① ロールズの政治的構想、とくに格差原理の正当化の問題

各種の「政治的構想」の併存状況のもとで、どのような正義のルールが社会的に成立するかという視点からは、渡辺氏の、「格差原理は我々の熟慮を経た判断とマッチするか、も問題として残っている。」(ローティ, 65)との指摘は、政治的構想として見直されたときのロールズ理論の有効性を確かめるための重要な論点の一つを示唆するものであり、今後のロールズ研究においても注目すべき点と思われる。

② 国際的な正義の原理形成への展開の問題

1, ロールズの正義論の国際的場面への拡張の試みに関連して、ロールズ自身は、国際的ルール作りという原初状態では、一国の場合とは異なり、(一国の場合では登場人物はみな、自由で平等である)、諸国民の代表はリベラルでなくともよい(たとえその国が民主的国家でなくても良い)、それでも彼らは国際的な正義のルール作りの場面では平等な存在として扱われるといい、その理由として、国内でもリベラルな結社と位階的結社(その中で構成員を不平等に扱う)を容認しているからとするが、渡辺氏は、これはおかしいのではないかと、結社は自由意志で加入できるが国家はちがう、との疑問点を提示する。(行方, 440-1)

ロールズ理論の国際的場面への拡張は、まだ始まったばかりであるが、上の疑問点については、出国の自由と結社の自由との類似性、あるいは相違性

が一つの争点となるであろう。ともあれ、解明されるべき一つの論点の示唆であることは間違いないであろう。

2, ロールズが、不利な、不幸な状態にある諸国民への援助は、正義にかなう社会の実現のためであり、将来の道程を自己決定できるようにするためであって、各国に同等の福祉を実現するためではない(同, 448), と述べていることについて、渡辺氏は、ロールズ理論における運の恣意性を排除する、という考え方を一貫させるならば、世界の諸国民の間でも、国内と同じ格差原理が適用されるべきではないか、との疑問を示している。(同, 447)

これもまだ論点の提示にとどまっている。これは、ロールズの運の恣意性を排除すること自体が正しいとした場合の疑問点であるが、運の排除自体が正義の原理作りにおいて正しいか否かがまずは検討されねばならない。渡辺氏自身はまだ自らの正義の理論を提示されていないので、この点を含めた今後の考察が待たれよう。その際、ロールズによれば、まずもって、ある、「集団（社会を作ろうとの意図のみを共有する人間集団）として集まった人々」の間で正義の原理を作ろうという考えが生まれるための前提としては、まず、それにかかわる人々の間での社会的協働の見通しが必要であると前提されている。従って、実質的にはこのような協働作業が主には各国内で行われているのならば、このような原理の中心対象は各国内のそれとなるであろう。また、格差原理を支える要素として、ロールズがおそらくそう考えている、人間の基本的性質としての友愛性（fraternity）が存在するとすれば、それが現実にもどのような強さ、広汎さで存在しているのか、今後どのような速度で人類社会の間で強まっていくのかがまず検討されるべき重要な問題となろう。

ともあれ、この点も、今後のロールズ理論の発展の方向を示唆する重要な論点であると考えられる。

小括

以上より、現代の正義の理論に大きな位置を占めるロールズ理論について、渡辺氏は、上述のような重要な点の解明と問題提起、さらに問題の示唆を行っており、ロールズ理論の解釈と今後の発展のために大きな貢献をなしている。今後の氏の理論の一層の展開が期待される。

(2006年12月15日)

参考文献

渡辺幹雄

1998 『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察』 春秋社

1999 『リチャード・ローティ——ポストモダンの魔術師』 春秋社

2000 『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察 増補新装版』 春秋社

2001 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』 春秋社

2002 「『財産所有民主主義』と福祉国家——ロールズによるその理論的分析」、『季刊社会保障研究』 38-2:146-156

ジョン・ロールズ

1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press

1993, *Political Liberalism*, Columbia University Press